

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

平田 稔

I 包括外部監査の概要

第1	監査の種類	1-1
第2	選定した特定の事件	1-1
第3	事件を選定した理由	1-1
第4	包括外部監査の方法	1-2
1.	監査対象部局及び対象債権	1-2
2.	監査要点	1-2
第5	包括外部監査の実施期間	1-2
第6	包括外部監査人及び補助者	1-2
第7	利害関係	1-3

II 群馬県の債権の概要

第1	債権の概要	2-1
1.	債権の概要	2-1
2.	債権の種類	2-2
第2	群馬県の債権の概要	2-4
第3	収入未済額について	2-10
第4	不納欠損処理について	2-18

III 債権管理体制の概要

第1	群馬県における債権管理体制について	3-1
1.	県税に関する規定について	3-1
2.	県税以外の強制徴収公債権に関する規則について	3-3
3.	非強制徴収公債権及び私債権に関する規定について	3-4
4.	貸付金等の集計方法について	3-11
5.	収入未済額の集計方法について	3-11
6.	債務保証・損失補償の管理体制について	3-11
第2	債権管理システムの概要	3-15
第3	税務課、県税事務所等及び自動車税事務所における債権管理について	3-16
第4	その他の所管課における債権管理について	3-17

IV 実施した監査手続の概要

第1	監査の対象とした債権について	4-1
1.	監査の対象とした債権について	4-1

2.	監査の日程及び対象とした所管課等について	4-2
第2	債権の監査手続について	4-4
1.	税債権について	4-4
2.	税債権以外の債権（税外債権）について	4-5
第3	平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について	4-6

V 監査の結果及び意見

第1	計画的業務の執行管理体制について	5-1-1
1.	計画的業務の執行管理体制について	5-1-1
2.	一元的債権管理体制と情報システムの更なる有効活用について	5-1-4
第2	情報システムについて	5-2-1
1.	税務システムの概要	5-2-1
2.	財務会計システムの概要	5-2-4
3.	税務システム及び財務会計システム共通事項について	5-2-5
4.	税務システムについて	5-2-7
5.	財務会計システムについて	5-2-9
第3	平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について	5-3-1
第4	税債権について	5-4-1
1.	業務執行のモニタリングについて	5-4-1
2.	不動産取得税の課税時期について	5-4-6
3.	法人の事業税の課税免除税額還付時期について	5-4-9
4.	法人調査結果の納税者へのフィードバックについて	5-4-10
5.	課税計算結果のチェック体制について	5-4-11
6.	収納事務の管理について	5-4-11
7.	市町村との連携について	5-4-15
8.	県税納付誓約書の実行性について	5-4-26
9.	財産の差押えについて	5-4-27
10.	除帳処分について	5-4-28
11.	業務執行の時期について	5-4-29
12.	高額な公売金額の算定価額について	5-4-30
第5	税外債権について	5-5-1
1.	市町村建設事業資金貸付金（市町村課）について	5-5-1
2.	群馬県社会福祉協議会貸付金（健康福祉課）について	5-5-3
3.	生活保護費返還金（健康福祉課）について	5-5-6
4.	各種修学資金貸付金（医務課）について	5-5-10
5.	介護福祉士修学資金貸付金（介護高齢課）について	5-5-12

6.	母子寡婦福祉資金貸付金（子育て支援課）について・・・・・・・・	5-5-15
7.	児童措置費（子育て支援課）について・・・・・・・・	5-5-29
8.	27条負担金及び56条負担金（障害政策課）について・・・・・・・・	5-5-32
9.	廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金（廃棄物・リサイクル課） 及び流出防止代（技術支援課）について・・・・・・・・	5-5-33
10.	林業公社事業資金貸付金（林政課）について・・・・・・・・	5-5-36
11.	林業振興課各種貸付金（林業振興課）について・・・・・・・・	5-5-39
12.	就農支援資金貸付金（農業経済課）について・・・・・・・・	5-5-44
13.	中小企業向け融資に係る貸付金（商政課）について・・・・・・・・	5-5-47
14.	県営住宅使用料（建築住宅課）について・・・・・・・・	5-5-56
15.	地域改善対策奨学金（義務教育課）について・・・・・・・・	5-5-62

I 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

債権（主に貸付金及び収入未済額）の管理に関する事務の執行について

第3 事件を選定した理由

群馬県の平成21年度の普通会計の貸借対照表（地方公会計改革に基づく「総務省方式改訂モデル」（注1）による）に計上されている債権は、貸付金24,202百万円、未収金（注2）2,618百万円及び長期延滞債権（注2）8,644百万円であり、長期延滞債権の内訳は、貸付金996百万円、県税等の収入未済額7,648百万円である。債権総額35,464百万円に対する長期延滞債権の比率は24.4%となっている。この長期延滞債権に対して4,066百万円が回収不能と見積もられている。

貸付金については、平成13年度の包括外部監査のテーマであり、平成14年7月10日付で知事より監査委員に宛て「平成13年度包括外部監査結果（貸付金の管理事務）に対する措置について（通知）」が出されている。その後10年程経過しているが、平成23年度には当時から回収を懸念されていた社団法人群馬県林業公社の解散手続が開始される等の状況もあり、最近の債権管理に関する事務の執行について検証を行うことは有意義であると判断した。

また、平成21年度の収入未済額の多くは県税に関する債権であるが、財政改革が標榜されており、新行政改革大綱においても、「県税収入の確保」とともに「債権の適切な管理と収入未済額の圧縮」が謳われている。県民の負担すべき税が公平に徴収されているか否かは県民にとって大きな関心事である。同様にその他の収入未済額についても適切に管理されていることを監査の対象とすることは有意義であると考えた。

（注1）：総務省改訂モデル

新地方公会計制度研究会報告書（総務省平成18年5月）により、新たな公会計制度整備の財務諸表作成方法として、基準モデル及び総務省方式改訂モデルが示され、県は総務省方式改訂モデルにより作成している。

（注2）：未収金及び長期延滞債権については、「II 第1 1. 債権の概要」参照

第4 包括外部監査の方法

1. 監査対象部局及び対象債権

次の部局（地域機関を含む）の所管する債権を監査の対象とした。

- 総務部
- 健康福祉部
- 産業経済部
- 議会事務局
- 企画部
- 環境森林部
- 県土整備部
- 教育委員会
- 生活文化部
- 農政部
- 会計局
- 公安委員会

2. 監査要点

- (1) 債権管理体制(情報システム及び人員体制を含む)の整備状況・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- (2) 債権の貸付け及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- (3) 発生した債権は、網羅的に把握されているか。
- (4) 請求手続は、適時に行われているか。
- (5) 回収した債権は、網羅的に把握されているか。
- (6) 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- (7) 債権の保全手続は、適切に行われているか。
- (8) 不納欠損処理は、適切に行われているか。
- (9) 債務保証・損失補填は、適切に管理されているか。

第5 包括外部監査の実施期間

平成23年6月20日から平成24年2月20日まで

第6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 平田 稔

(2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 松井 理

公認会計士 廣瀬 信二

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 森田 亨

公認会計士	金井	孝純	
公認会計士	田中	陽子	
公認会計士	福田	秀幸	
公認会計士	小池	幸男	
公認情報システム監査人	鷲崎		史
公認情報システム監査人	小野		史人

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 群馬県の債権の概要

第1 債権の概要

1. 債権の概要

債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう（地方自治法第240条第1項）。

債権には、公法上、私法上を問わず、金銭の給付を請求できるすべての権利が包含され、貸付金等の債権と収入未済額から構成される。貸付金等は、履行期限未到来の債権であり、「財産に関する調書」の債権として公表される。一方、収入未済額は、履行期限が到来し調定された歳入額のうち、収入とならなかった金額であり、「群馬県一般会計歳入歳出決算事項別明細書」あるいは、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書に「収入未済額」として公表される。

したがって、貸付金等の債権のうち、履行期限が到来し調定された金額は、貸付金等の債権残高から減額され、歳入歳出決算事項別明細書において「調定額」として処理され、収入があった金額は「収入済額」、収入がなかった金額は「収入未済額」として処理される。

調定額 (履行期限到来済)		未調定額 (履行期限未到来)
① 収入済額	② 収入未済額	③ 未調定額

①+②+③= 当年度の収入額を含む債権総額

②= 滞留債権（「歳入歳出決算事項別明細書」で収入未済額として公表されるもの）

③= 狭義の債権（「財産に関する調書」の債権として公表されるもの）

②+③= 広義の債権（今回の監査対象範囲）

なお、「I 第3 事件を選定した理由」に記載した、貸借対照表の貸付金、未収金及び長期延滞債権との関係は次のとおりである。

貸借対照表の貸付金 = ③

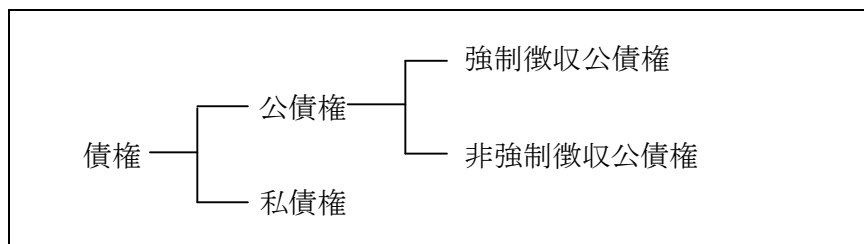
同 未収金 = ②のうち履行期限から滞納期間が一年未満のもの

同 長期延滞債権 = ②のうち履行期限から滞納期間が一年以上経過したもの

また、収入未済額は、一般的には貸借対照表の科目と同様に未収金と表現されているが、県の規定等において、上記のとおり貸借対照表の科目を除き収入未済額としていることから、当報告書においては収入未済額として記載している。

2. 債権の種類

債権は、次のとおり公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）と私法上の原因に基づいて発生する債権（私債権）に区分され、公債権は、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分される。



私債権は、契約のように両当事者の合意に基づいて発生するが、公債権は、法律、条令等に基づいて、行政庁の処分という一方的な意思表示によって発生し、相手方の同意を要しない。公債権には、地方税（地方自治法第223条）のほか、分担金、使用料、加入金、手数料、過料等（地方自治法第224条から第228条）が該当する。私債権には、物件の売却代金、貸付金等が該当する。

地方税は、地方税法の滞納処分により強制徴収できる債権（強制徴収公債権）であるが、その他の公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（強制徴収公債権）と、滞納処分の例によることができないもの（非強制徴収公債権）に区分される。（地方自治法第231条の3第3項）

債務者が任意に履行しない場合に、強制徴収公債権は、指定期限までに納付せず、督促を行ってもなお完納しない場合には、県が自力で強制的に徴収できるが、非強制徴収公債権と私債権は、強制徴収はできず、訴訟や民事執行法上の強制執行手続により債権の回収を図る（裁判所の手続によらなければならない）こととなる。

また、公債権の時効は、個別法に時効の定めがある場合を除き5年である（地方自治法第236条第1項、地方税法第18条第1項）が、私債権は、民法（原則10年、民法第167条第1項）又は商法（第522条等）が適用され、債権の内容によって時効期間は異なる。

公債権は、時効が完成した場合に絶対的に債権の消滅になるが（地方自治法第236条第2項、地方税法第18条第2項）、私債権は、時効の援用がなければ債権の消滅にならない（民法第145条）。

債権管理において時効が完成した場合には、公債権は、直ちに不納欠損処理を行うが、私債権は、時効の援用がある場合に不納欠損処理を行い、時効の援用がない場合には、議会の承認を得て不納欠損処理を行うことになる。（地方自治法第96条第1項10号）

時効の援用とは、時効によって利益を受ける者（援用権者）が時効が成立したことを

主張することをいう。時効による権利の取得・消滅は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定的に生ぜず、援用があってはじめて確定的に生じる。

以上のように、債権が、強制徴収公債権、非強制徴収公債権あるいは私債権のいずれに分類されるかによって、債権管理の方法が異なることから、債権の区分は重要である。

但し、債権のなかには、公債権なのか私債権なのかを容易に区分することができない債権もあり、その場合には、過去の判例等によって判断することも必要となっている。

第2 群馬県の債権の概要

群馬県では、上記の分類に基づき、所管する各所管課において以下のように区分している（監査の対象とした債権について記載）。なお、県営住宅使用料は、近年の判例を考慮して平成23年度より公債権説を採用している。

強制徴収公債権	県税、児童保護措置費負担金(注1)、知的障害者福祉法第27条の規定による費用(注2)、廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金
非強制徴収公債権	生活保護費返還金、児童扶養手当過払返納金、県営住宅使用料
私債権	市町村建設事業貸付金、群馬県社会福祉協議会貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、各種修学資金貸付金、介護福祉士修学資金貸付金、介護保険財政安定化基金貸付金、国民健康保険広域化等支援基金貸付金、中小企業向け融資に係る貸付金、林業公社事業資金貸付金、林業振興課各種貸付金、農業改良資金貸付金、就農支援資金貸付金、流出防止代、地域改善対策高等学校等修学奨励金、地域改善対策大学進学奨励費

(注1)：以下、児童保護措置費負担金のうち、子育て支援課の担当する児童養護施設関連の負担金について「児童措置費」といい、障害政策課の担当する障害児施設関連の負担金について「56条負担金」という。

(注2)：以下「27条負担金」という。

群馬県の債権の過去5年間の残高の推移は、以下のとおりである。（単位：百万円）

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一 般 会 計	総 務 費	10,676	8,696	7,039	6,005	4,057
	企 画 費	—	—	64	64	72
	生 活 文 化 費	—	—	0	0	0
	健 康 福 祉 費	2,505	2,141	2,378	2,240	2,337
	環 境 森 林 費	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
	農 業 費	0	0	0	0	0
	産 業 経 済 費	298	262	240	238	179
	教 育 費	185	171	160	138	116
	計	22,428	20,319	19,219	18,206	16,457
特	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	1,910	1,849	1,767	1,433	1,400
	農 業 改 良 資 金	760	622	522	484	450

別 会 計	小規模企業者等設備導入資金助成金	5,706	5,201	4,246	3,174	2,771
	林業改善資金	293	277	273	258	203
	計	8,671	7,951	6,809	5,350	4,826
合計		31,099	28,270	26,029	23,556	21,284

(注) : 財産に関する調書 3 債権 より作成

平成20年度より、従来教育費に含まれていた生活文化費を別掲させている。

平成20年度より、総務費に含まれていた企画費を別掲させている。

端数処理のため各区分の合計と計・合計の数値は一致しない、以下各表において同じ。

さらに、各区分の内訳は、以下のとおりである。

【一般会計】過去5年間の債権内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
【総務費】					
市町村建設事業資金貸付金	10,676	8,632	7,039	6,005	4,057
ぐんま総合情報センター敷金 (注)	—	64	—	—	—
借上公舎敷金 (東京事務所) (注)	—	—	0	—	—
＜総務費計＞	10,676	8,696	7,039	6,005	4,057
【企画費】					
ぐんま総合情報センター敷金 (注)	—	—	64	64	72
借上公舎敷金 (東京事務所) (注)	—	—	—	0	—
Suica預り金	—	—	—	0	0
＜企画費計＞	—	—	64	64	72
【生活文化費】					
館長公舎敷金 (注)	—	—	0	0	0
＜生活文化費計＞	—	—	0	0	0
【健康福祉費】					
社福) 群馬県社会福祉協議会貸付金	842	842	842	842	842
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	139	115	96	77	62
保健師助産師看護師准看護師修学資金貸付金 (大学院)	5	5	5	2	—
〃 (保健師)	2	2	2	2	2
〃 (助産師)	1	1	1	2	4
〃 (看護師)	886	612	573	518	478
〃 (准看護師)	235	206	204	184	173
医師確保修学研修資金	16	51	105	150	201

緊急医師確保修学資金	—	—	—	10	54
医学生修学資金	—	—	—	—	63
介護福祉士修学資金貸付金	297	255	244	216	180
介護保険財政安定化基金貸付金	77	48	77	51	138
国民健康保険広域化等支援基金貸付金	—	—	225	180	135
衛生環境研究所敷金	—	0	0	—	—
＜健康福祉費計＞	2,505	2,141	2,378	2,240	2,337
【環境森林費】					
林業公社事業資金貸付金	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
＜環境森林費計＞	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
【農政費】					
借上公舎敷金	0	0	0	0	0
＜農政費計＞	0	0	0	0	0
【産業経済費】					
中小企業高度化資金貸付金	258	234	233	206	172
地域総合整備資金	—	—	—	29	4
名古屋事務所職員公舎	—	—	0	0	0
名古屋事務所入居保証金	2	2	2	2	2
ぐんま県産品センター敷金	10	10	—	—	—
ぐんま県産品センター入居保証金	3	1	—	—	—
観光案内所敷金	5	5	5	—	—
事務所敷金（経済観光）	18	7	—	—	—
＜産業経済費計＞	298	262	240	238	179
【教育費】					
群馬県高等学校定時制課程修学金	0	1	1	2	1
地域改善対策高等学校等修学奨励金	35	29	26	20	16
地域改善対策大学進学奨励費	135	121	108	91	74
群馬県高等学校等奨学金	13	18	23	23	25
館長公舎敷金（注）	0	0	—	—	—
＜教育費計＞	185	171	160	138	116
合 計	22,428	20,319	19,219	18,206	16,457

（注）：総務費に含まれていたぐんま総合情報センター敷金及び借上公舎敷金を平成20年度より企画費に別掲した。

教育費に含まれていた館長公舎敷金を平成20年度より生活文化費に別掲した。

該当が無い場合は「—」、記載単位未満の場合は「0」と記載している。以下各表において同じ。

【特別会計】過去5年間の債権内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
【母子寡婦福祉資金貸付金】					
母子福祉資金貸付金	1,843	1,787	1,714	1,395	1,363
寡婦福祉資金貸付金	67	61	52	37	37
<母子寡婦福祉資金貸付金計>	1,910	1,849	1,767	1,433	1,400
【農業改良資金】					
農業改良資金貸付金	433	316	221	140	82
就農支援資金貸付金	327	306	301	343	368
<農業改良資金計>	760	622	522	484	450
【小規模企業者等設備導入資金助成金】					
中小企業設備近代化資金貸付金	2	—	—	—	—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,476	1,301	972	760	557
中小企業高度化資金貸付金	4,227	3,900	3,274	2,413	2,214
<小規模企業者等設備導入資金助成金計>	5,706	5,201	4,246	3,174	2,771
【林業改善資金費】					
林業・木材産業改善資金	244	237	248	229	183
林業後継者特別対策資金	43	34	19	22	14
林業就業促進資金	6	6	6	6	6
<林業改善資金計>	293	277	273	258	203
合 計	8,671	7,951	6,809	5,350	4,826

上記の債権は、年度末に残高があるため、「財産に関する調書」に計上されるが、年度末に残高がないため、「財産に関する調書」に計上されない債権（単年度貸付金）がある。

単年度貸付金は、年度内に貸付けと返済が行われる債権であり、年度末には残高はない。貸付期間は、ほとんどが4月1日から翌年3月31日（年度末）となっている。

単年度貸付金は、形式的には年度末に返済され、一旦残高がゼロとなるが、翌年度当初に再度貸し付けられており、実質的には「財産に関する調書」に記載された債権と同様に、県が長期間財政的負担を強いられているものである。

平成22年度の単年度貸付金の貸付金額及び年度末残高は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

所管課名	貸付制度名	貸付額	残高
学事法制課	私学振興会経営安定資金貸付金	100	0

NPO・ボランティア推進課	NPO 活動支援整備資金貸付金	36	0
介護高齢課	社会福祉事業団貸付金	55	0
環境政策課	環境生活保全創造資金貸付金	316	0
林政課	林業用苗木生産資金貸付金	14	0
林業振興課	間伐材生産流通資金貸付金	120	0
	林業振興資金貸付金	278	0
商政課	小規模企業事業資金貸付金	11,784	0
	中小企業設備支援資金貸付金	2,462	0
	中小企業パワーアップ資金貸付金	7,381	0
	中小企業フロンティア資金貸付金	1,213	0
	経営サポート資金貸付金	48,894	0
	緊急経営改善資金貸付金	254	0
	中小企業再生支援資金貸付金	82	0
	創業者・再チャレンジ支援貸付金	2,536	0
	企業立地促進資金貸付金	26,911	0
	経営強化支援資金貸付金	14,611	0
	セーフティネット資金貸付金	16,575	0
	協同組合等活性化資金貸付金	27	0
	中小企業災害復旧資金貸付金	5	0
	排出ガス基準適合車購入資金貸付金	765	0
	IT 活用支援資金貸付金	5	0
	リーディング企業支援資金貸付金	1,301	0
	地域産業振興資金貸付金	61	0
	商業活性化資金貸付金	16	0
	経営革新支援資金貸付金	135	0
	次世代産業支援資金貸付金	10	0
ねんりんピックぐんま宿泊施設整備資金貸付金	3	0	
群馬デスティネーションキャンペーン支援資金貸付金	26	0	
労働政策課	労働環境整備資金貸付金	11	0
	勤労者教育資金貸付金	266	0
	職場創造支援資金貸付金	12	0
	失業者緊急教育資金貸付金	2	0
	商工貯蓄共済組合貸付金	400	0
観光物産課	宿泊施設バリアフリー推進資金貸付金	14	0
建築住宅課	住宅供給公社貸付金	1,681	0

	合計	138,362	0
--	----	---------	---

(注) : 商政課所管の制度融資については、保証協会を経由（保証協会への貸付け）し金融機関への預託（金融機関への預金）を行った金額である。

第3 収入未済額について

「群馬県一般会計歳入歳出決算事項別明細書」における収入未済額の過去5年間の推移は、以下のとおりである。（なお、金額が僅少で監査手続を実施しなかったものについては合計して記載した。）

（単位：百万円）

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県税	5,215	7,747	8,474	8,998	8,977
分担金及び負担金					
健康福祉費負担金					
子育て支援費関係負担金（注）	42	41	43	46	49
障害政策費関係負担金	53	44	36	30	24
その他	0	0	0	0	0
使用料及び手数料					
使用料					
県土整備部使用料					
県営住宅家賃・県営住宅敷地使用料	537	467	403	364	317
その他	1	0	0	0	1
その他	6	6	6	6	3
手数料	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	0
諸収入					
延滞金・加算金及び過料等					
延滞金	0	0	0	0	0
加算金	98	539	521	514	528
過料等	6	7	7	6	7
貸付金元利収入					
高等学校等奨学金貸付金元利収入	0	0	1	1	2
地域改善対策高等学校等修学奨励金元利収入	8	8	9	9	10
地域改善対策大学進学奨励費元利収入	7	9	10	12	13
雑入					
違約金及び延滞利息	1	3	3	3	4
雑入	300	296	289	283	288
合 計	6,281	9,174	9,809	10,281	10,231

（注）：平成18年度、19年度は、青少年こども費関係負担金の名称であったが、内容が同一であったため、子育て支援費関係負担金に記載した。

このうち、「雑入」の「雑入」の内訳は、以下のとおりである。(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
生活保護費返還金	31	32	33	32	41
児童扶養手当過払返納金	42	36	30	26	25
保健師助産師看護師准看護師修学資金返還金	24	23	19	15	13
廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金	173	173	173	173	173
流出防止代	24	24	24	25	25
その他	3	5	8	9	9
合 計	300	296	289	283	288

さらに、各特別会計における歳入歳出決算事項別明細書によれば、それぞれの特別会計の収入未済額は、以下のとおりである。(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
母子寡婦福祉資金貸付金	284	294	288	243	241
農業改良資金	3	6	10	14	17
小規模企業者等設備導入資金助成金	785	761	715	728	679
林業改善資金	67	65	67	71	72
合 計	1,141	1,128	1,082	1,058	1,011

なお、平成22年度末の収入未済額の各調定年度別内訳は、以下のとおりであり、10年以上経過しているものが、一般会計で392百万円、特別会計で646百万円(調定年度別明細を持つものだけ集計)となっている。

【一般会計】

(単位：千円)

年度	税務課			税務課			健康福祉課		
	県税			加算金			生活保護費返還金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
2	7	1	1	-	-	-	-	-	-
3	187	2	2	-	-	-	-	-	-
4	596	8	7	-	-	-	-	-	-
5	13,728	10	6	-	-	-	-	-	-
6	1,847	17	13	-	-	-	-	-	-
7	3,426	35	24	2,048	2	-	-	-	-
8	6,780	52	34	29	2	-	766	2	2
9	10,647	93	41	5,123	36	-	664	2	2
10	4,713	97	69	145	4	-	-	-	-

11	6,792	144	114	372	4	-	-	-	-
12	26,108	216	174	2,235	18	-	2,535	3	3
13	10,398	302	245	-	-	-	162	1	1
14	16,670	445	375	-	-	-	1,662	7	7
15	26,159	686	554	380	36	-	3,549	5	4
16	36,051	922	782	1,963	8	-	3,620	9	11
17	41,743	1,310	1,099	7	1	-	3,212	9	9
18	142,465	3,017	2,485	2,141	13	-	2,539	9	9
19	1,813,023	3,764	3,132	477,333	26	-	3,367	15	14
20	210,297	4,613	3,723	3,021	52	-	2,318	11	11
21	325,382	5,626	4,608	9,216	39	-	3,702	21	19
22	573,695	9,030	7,587	24,403	92	-	12,957	34	30
計	3,270,725	30,390	-	528,422	333	-	41,059	128	-

年度	医務課			子育て支援課			子育て支援課		
	看護師等修学資金貸付金			児童措置費			児童扶養手当過払返納金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
62	-	-	-	-	-	-	40	1	1
63	-	-	-	-	-	-	69	1	1
H1	-	-	-	-	-	-	258	2	2
2	-	-	-	-	-	-	247	2	2
3	-	-	-	-	-	-	692	4	3
4	-	-	-	-	-	-	256	3	3
5	-	-	-	-	-	-	329	4	3
6	-	-	-	-	-	-	49	1	1
7	-	-	-	-	-	-	592	5	4
8	-	-	-	-	-	-	2,029	10	7
9	47	1	1	147	10	1	1,705	7	6
10	-	-	-	66	6	1	1,925	8	5
11	870	25	5	188	13	3	2,286	14	10
12	1,586	46	7	114	13	3	615	2	1
13	2,368	70	7	383	37	9	1,377	12	8
14	1,320	44	5	759	80	14	4,645	24	21
15	1,495	50	4	450	99	14	3,552	11	9
16	2,889	54	6	456	65	12	1,496	7	7

17	1,149	39	4	4,690	533	75	1,267	6	6
18	288	8	2	6,040	620	76	125	1	1
19	432	12	1	8,122	767	100	747	4	2
20	468	13	2	9,339	891	107	331	5	4
21	356	12	5	9,847	997	135	628	1	1
22	361	16	4	8,615	857	125	615	1	1
計	13,631	390	-	49,221	4,988	-	25,886	136	-

	障害政策課			建築住宅課			義務教育課		
	27条負担金・56条負担金			県営住宅使用料			大学進学奨励費		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S59	-	-	-	44	4	1	-	-	-
60	-	-	-	364	22	3	-	-	-
61	-	-	-	57	3	2	-	-	-
62	-	-	-	180	9	2	-	-	-
63	-	-	-	177	8	1	-	-	-
H1	-	-	-	275	11	3	-	-	-
2	-	-	-	404	20	3	-	-	-
3	-	-	-	408	29	5	-	-	-
4	-	-	-	853	42	7	47	1	1
5	-	-	-	872	51	8	52	1	1
6	-	-	-	2,329	112	15	100	2	2
7	-	-	-	5,494	218	28	195	4	3
8	-	-	-	8,541	318	34	606	13	8
9	15	1	1	11,665	415	51	652	14	8
10	578	22	3	14,387	551	71	687	15	9
11	800	29	5	17,538	605	73	674	15	10
12	1,103	57	9	17,552	684	89	573	12	8
13	1,067	58	13	21,531	857	113	480	10	7
14	2,282	108	18	27,809	1,051	142	463	10	8
15	1,629	102	14	38,736	1,352	183	637	16	10
16	1,488	75	15	32,891	1,211	172	634	16	10
17	6,155	374	45	23,512	952	166	910	20	12
18	4,295	250	40	14,423	670	142	1,112	21	15
19	1,160	95	11	8,146	412	107	1,161	21	13

20	1,291	150	15	9,670	446	142	1,244	23	14
21	1,824	215	21	18,761	909	303	1,895	29	18
22	1,266	185	19	41253	1784	808	1,580	25	16
計	24,960	1,721	-	317,882	12,746	-	13,707	268	-

	義務教育課			その他			合計		
	高等学校等修学奨励金			その他			合計		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S59	-	-	-	-	-	-	44	4	1
60	-	-	-	-	-	-	364	22	3
61	-	-	-	-	-	-	57	3	2
62	-	-	-	-	-	-	220	10	3
63	-	-	-	-	-	-	247	9	2
H1	-	-	-	-	-	-	533	13	5
2	-	-	-	-	-	-	658	23	6
3	-	-	-	-	-	-	1,287	35	10
4	-	-	-	-	-	-	1,752	54	18
5	-	-	-	-	-	-	14,981	66	18
6	-	-	-	-	-	-	4,325	132	31
7	110	4	3	204	1	1	12,069	269	63
8	288	9	7	-	-	-	19,039	406	92
9	394	15	12	-	-	-	31,059	594	123
10	596	23	16	-	-	-	23,097	726	174
11	864	27	18	24,963	2	1	55,347	878	239
12	730	23	15	173,871	4	2	227,022	1078	311
13	686	24	16	-	-	-	38,452	1,371	419
14	734	26	20	1,156	3	3	57,500	1,798	613
15	617	27	18	29	2	2	77,233	2,386	812
16	578	31	20	183	2	2	82,249	2,400	1,037
17	607	33	21	867	6	6	84,119	3,283	1,443
18	790	38	26	2,283	82	61	176,501	4,729	2,857
19	918	45	32	5,477	128	52	2,319,891	5,289	3,464
20	868	39	26	3,681	158	70	242,532	6,401	4,114
21	975	43	30	3,319	176	105	375,909	8,068	5,245
22	903	41	30	9,036	427	352	674,688	12,492	8,972

計	10,665	448	-	225,174	991	-	4,521,337	52,539	-
	税務課			個人の県民税			5,707,195	-	-
18～22	教育委員会管理課			高等学校等奨学金貸付金			2,356	249	24
16～21	教育委員会管理課			全日制高等学校授業料			347	134	25
16～21	教育委員会管理課			定時制高等学校授業料			294	-	-
18～22	教育委員会管理課			雑入（貸付金）			86	113	16
	合計						10,231,616	53,035	-

(注)：税務課の個人の県民税及び管理課所管の貸付金については、調定年度別の管理をしていないため、合計金額を記載した。その他の平成12年のうち、173,552千円は廃棄物政策課の雑入である。また、空欄は調定年度及び件数、実人員が不明なものである。なお、件は調定件数、人は実人員を表している。

【特別会計】

(単位：千円)

年度	子育て支援課			林業振興課			林業振興課		
	母子寡婦福祉資金			改善資金貸付金(違約金含む)			後継者貸付金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
52～	241,327	32,390	3,027	-	-	-	-	-	-
56	-	-	-	1,025	1	1	-	-	-
57	-	-	-	193	1	1	-	-	-
58	-	-	-	1,366	1	1	-	-	-
59	-	-	-	1,366	1	1	-	-	-
S60	-	-	-	300	1	1	-	-	-
7	-	-	-	1,020	1	1	-	-	-
8	-	-	-	1,840	2	2	-	-	-
9	-	-	-	3,670	3	3	-	-	-
10	-	-	-	7,335	5	3	-	-	-
11	-	-	-	1,329	2	2	774	1	1
12	-	-	-	974	2	2	974	2	2
13	-	-	-	4,248	5	5	1,724	3	3
14	-	-	-	1,982	3	3	2,055	4	4
15	-	-	-	2,720	3	3	2,914	6	5
16	-	-	-	3,668	6	6	1,255	2	2
17	-	-	-	1,893	4	4	1,270	2	2
18	-	-	-	1,283	3	3	-	-	-
19	-	-	-	1,406	5	4	850	1	1
20	-	-	-	2,916	6	6	972	1	1

21	-	-	-	12,185	13	11	965	1	1
22	-	-	-	5,315	11	9	957	1	1
計	241,327	32,390	-	58,039	79	-	14,715	24	-

	農業経済課			商政課			合計		
	農業改良資金			小規模企業者等設備資金			合計		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S34～58	-	-	-	11,284	6	6	11,284	6	6
52～	-	-	-	-	-	-	241,327	32,390	3,027
53～61	-	-	-	42,653	1	1	42,653	1	1
56	-	-	-	-	-	-	1,025	1	1
57	-	-	-	-	-	-	193	1	1
58	-	-	-	-	-	-	1,366	1	1
59	-	-	-	-	-	-	1,366	1	1
59～H11	-	-	-	350,756	2	2	350,756	2	2
S60	-	-	-	-	-	-	300	1	1
5	-	-	-	1,539	1	1	1,539	1	1
6	-	-	-	2,031	2	2	2,031	2	2
7	-	-	-	1,980	2	2	3,000	3	3
8	-	-	-	1,933	2	2	3,773	4	4
9	-	-	-	-	-	-	3,670	3	3
10	-	-	-	140	1	1	7,475	6	4
11	-	-	-	-	-	-	2,103	3	3
12	-	-	-	212,181	2	1	214,130	6	5
13	-	-	-	-	-	-	5,973	8	8
14	-	-	-	3,827	1	1	7,865	8	8
15	-	-	-	5,397	2	2	11,032	11	10
16	-	-	-	-	-	-	4,924	8	8
17	-	-	-	-	-	-	3,163	6	6
18	1,311	1	1	-	-	-	2,594	4	4
19	2,776	2	2	-	-	-	5,032	8	7
20	3,462	3	3	45	1	1	7,396	11	11
21	5,142	4	3	45,944	3	3	64,237	21	18
22	5,226	4	3	134	2	2	11,634	18	15
計	17,917	14	-	679,850	28	-	1,011,849	32,535	-

(注)：〇年～と、記載されているものは、調定年度が複数にまたがっているものを一括して管理されており、調定年度ごとに分けることができなかったため、そのまま記載した。

第4 不納欠損処理について

欠損処分とは、県の債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続きを行い、歳入決算においてその債権額を不納欠損額として表示するものである。(群馬県財務規則第245条)

欠損処分は、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行う。

過去5年間の不納欠損処理額は、以下のとおりである。(単位：千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県税	710,977	578,061	583,444	616,166	559,324
生活保護費返還金	555	783	603	3,724	2,929
児童措置費	7,807	7,926	6,482	6,048	4,173
児童扶養手当返還金	—	—	4,286	2,647	168
27条・56条負担金	5,504	7,704	6,432	5,924	4,961
県営住宅使用料	13,355	—	8,009	—	9,969
少年の船等参加費	—	3,898	—	—	—
母子寡婦福祉資金貸付金	1,353	—	—	—	—
小規模企業者等設備導入資金	—	1,647	37,903	2,609	399
その他	13,024	995	1,601	694	2,122
合 計	752,577	601,017	648,761	637,815	584,049

Ⅲ 債権管理体制の概要

第1 群馬県における債権管理体制について

1. 県税に関する規定について

強制徴収公債権である県税については、以下の法令及び例規等に基づいて賦課徴収事務が行われている。

- ・ 地方税法
- ・ 国税徴収法
- ・ 群馬県県税条例
- ・ 県税徴収事務取扱要領

地方税法（抜粋）

（地方団体の課税権）

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

群馬県県税条例（抜粋）

（課税の根拠）

第一条 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

（税目）

第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

- 一 県民税
- 二 事業税
- 三 地方消費税
- 四 不動産取得税
- 五 県たばこ税
- 六 ゴルフ場利用税
- 七 自動車取得税
- 八 軽油引取税
- 九 自動車税
- 十 鉦区税
- 十一 県固定資産税
- 十二 狩猟税

（県税事務所長等に対する知事の権限の委任）

第二十五条の二 知事は、次の各号に掲げる事項を課税地を所管する県税事務所長又は行政県税事務所長に委任する。

- 一 徴収金の賦課徴収に関する事項
- 二 県税に係る過料を科すること又は当該過料の徴収に関する事項

群馬県県税条例第25条の2第1項により、徴収金の賦課徴収に関する事項等が、知事から課税地を所管する県税事務所長又は行政県税事務所長に委任されている。さらに、第25条の2第2項以下により、税目ごとに所管する事務所が定められている。

各県税事務所及び行政県税事務所（以下「県税事務所等」という。）並びに自動車税事務所の所管業務は、以下のとおりである。

事務所名	課税業務								収納業務		
	法人の県民税等 (注1)	県民税利子割等 (注2)	個人の事業税・不動産取得税	県たばこ税	ゴルフ場利用税・軽油引取税	鉦区税	自動車税・自動車取得税	自動車減免受付	納税窓口・納税相談	納税証明発行	徴収業務
中部県税事務所	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○
渋川行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
伊勢崎行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
西部県税事務所	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○
藤岡行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
富岡行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
吾妻県税事務所	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○
利根沼田県税事務所	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○
東部県税事務所	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○
桐生行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
館林行政県税事務所	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○
自動車税事務所	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○

(注1) : 法人の県民税の外、法人の事業税及び地方法人特別税

(注2) : 県民税利子割の外、配当割及び株式等譲渡所得割

県税事務取扱要領の記載事項は次のとおりである。

県税徴収事務取扱要領

第1章 滞納整理票

第1章には、滞納整理票（交付・管理）、滞納整理の進行管理、滞納整理票受払伝票（目的・記載方法）、各種処分状況報告書（目的・記載方法）等について記載されている。

第2章 納税の猶予及び不納欠損の処理

第2章には、徴収猶予（要件・期間・申請・調査・処理方法等）、換価の猶予（要件・手続・処理方法等）、滞納処分の停止（要件・調査・回議・処理方法等）、納税の猶予に伴う担保の徴収（担保の種類価額・担保の選定順位・担保提供の方法・担保の処理・担保の管理・担保の解除・担保の処分等）、納税の猶予の場合等の延滞金の免税（要件・範囲・判定時期等）、不納欠損の処理（整理できる場合・県税調書等の作成・審査・事務処理・即時欠損処理等）について記載されている。

第3章 徴収の嘱託（受託）及び徴収の引継ぎ（引受け）

第3章には、徴収の嘱託及び受託（要件・回議・処理方法等）、徴収の引継ぎ及び引受け（できる場合・回議・処理方法等）について記載されている。

第4章 滞納処分

第4章には、各種財産の差押手続（できる場合・留意事項・要件・調査方法等）、差押えの解除（要件効力・手続等）、滞納処分費（範囲・徴収できないもの・徴収しない場合等）、参加差押え（要件・手続等）、交付要求（要件・手続等）について記載されている。

第5章 徴収関係定期報告書

第5章には、徴収関係定期報告書及びその提出期限が記載されている。

2. 県税以外の強制徴収公債権に関する規則について

県税以外の強制徴収公債権については、群馬県税外収入金滞納処分規則により、県税の滞納処分の例により滞納処分を行わなければならない旨その他について規定している。

群馬県県税外収入金滞納処分規則

（目的）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項その他法律に定める群馬県県税外収入金（以下「県税外収入金」という。）の滞納処分については、法令その他別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

（滞納処分）

第二条 群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号。以下「財務規則」という。）第二百三十四条第一項の規定により県税外収入金の督促を受けた者が、督促状に指定した期限までにこれを納付しないときは、県税の滞納処分の例により滞納処分を行わなければならない。

（徴収職員）

第三条 県税外収入金の滞納処分に従事させるため、徴収職員を置く。

2 前項の徴収職員は、職員のうちから知事が任命する。

(歳入納付)

第四条 徴収職員は、滞納処分のため出張を命ぜられた場合において、滞納者が県税外収入金及び県税外収入金に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の納付を申し出たときは、出納員又は分任出納員としてこれを収納するものとする。この場合において、分任出納員として収納した徴収金は、出納員に引き継がなければならない。

2 県税外収入金の滞納処分による差押財産公売代金の歳入納付については、財務規則の定めるところによる。

(徴収職員証票)

第五条 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。

2 徴収職員は、滞納処分のため財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の証票を携滞し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(滞納整理票)

第六条 所属長は、滞納処分を行おうとするときは、県税外収入金滞納整理票（別記様式第二号）を作成しなければならない。

(様式)

第七条 この規則に定めるもののほか、滞納処分に関して必要な様式については、群馬県県税条例施行規則（昭和三十四年群馬県規則第七十九号）及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年群馬県規則第五十一号）の規定の例によるほか、県税の滞納処分の例による。

3. 非強制徴収公債権及び私債権に関する規定について

非強制徴収公債権及び私債権については、群馬県財務規則、会計事務の手引及び各種債権の管理要領等に基づいて、債権の管理が行われている。

群馬県財務規則等は、収入の調定、支出負担行為及び債権の管理について、次のとおり規定している。

(1) 群馬県財務規則による分掌体制

財務に関する権限は、知事から議会、委員会等及び知事部局の地域機関の長に委任され（第3条）、各所管する部長又は課長が事務を専決する者となっている（第4条）。

群馬県財務規則（抜粋）

(趣旨)

第一条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号。以下「政令」という。) 第七十三條の二及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。) 第十三條の規定に基づき、県の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 (略)

- 一 収入調定者 知事(第四條の規定により専決する者を含む。以下第七号までにおいて同じ。)又は次条第一項の規定により歳入を調定する者(当該事務を専決する者を含む。以下第七号までにおいて同じ。)をいう。

(財務に関する権限委任)

第三条 知事は、次の表の上欄に掲げる者に対し、その者の属する議会、委員会等において処理する事務に係る当該下欄に掲げる権限を委任する。

<p>教育委員会教育長 警察本部長</p>	<p>イ 契約に関する事 ロ 歳入の調定に関する事 ハ 支出負担行為及び支出命令に関する事 (略) ト 債権の管理に関する事</p>
<p>議会議務局長 選挙管理委員会書記長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長</p>	<p>イ 契約に関する事 ロ 歳入の調定に関する事 ハ 支出負担行為及び支出命令に関する事 (略) ト 債権の管理に関する事</p>
<p>県民局に属する地域機関の長(県民局長を除く。)、八ッ場ダム水源地域対策事務所長及び下水道総合事務所長</p>	<p>イ 契約(設計金額一億円以上の工事費の支出に係るものを除く。)に関する事 ロ 歳入の調定に関する事 ハ 支出負担行為(設計金額一億円以上の工事費の支出に係るものを除く。)に関する事 (略) チ 債権の管理に関する事</p>
<p>県民局に属さない地域機関等の長(八ッ場ダム水源地域対策事務所長及び下水道総合事務所長を除く。)</p>	<p>イ 契約(設計金額五千万円以上の工事費の支出に係るものを除く。)に関する事 ロ 歳入の調定に関する事 (略) チ 債権の管理に関する事</p>

(財務に関する専決)

第四条 知事の権限に属する事務の専決は、次の各号に掲げる事務の区分に従って、当該各号の定めるところによる。ただし、重要又は異例な事項については、この限りでない。

- 一 第六章に規定する契約に関する事務 別表第一の二
- 二 第六十四条の支出負担行為及び第六十八条の支出命令 別表第一の三
- 三 その他の事務 別表第一の四

別表第一の三 (第四条、第二十八条、第二十九条関係)

支出負担行為及び支出命令の専決・合議区分表 (抜粋)

執行区分	専決区分			合議区分		
	副知事	部長	課長	財政課長	会計管理者	会計局長
支出負担行為 貸付金		千万円 以上	千万円 未満	千万円 以上		千万円 以上

三 執行区分中「委託料」については一委託先、「負担金、補助及び交付金」については一交付先、「貸付金」については一貸付先当たりの最高金額をもってこの表を適用させるものとする。

四 負担金、補助及び交付金並びに貸付金、補償補填及び賠償金、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金に係る支出負担行為についての財政課長への合議については、当該部等の主管課長等への合議をもってこれに代えることができるものとする。ただし、重要又は異例な事項については、この限りでない。

別表第一の四 (第四条、第二十九条関係)

その他の事務に関する専決・合議区分表 (抜粋)

執行区分	専決区分			合議区分	
	副知事	部長	課長	総務部長	財政課長
歳入の調定			全額		
その他債権の担保の処分、徴収停止、履行延期の特約等及び欠損処分		全額			全額
その他			全額		

二 百万円未満の目・節間の流用及び債権の管理 (担保の処分、徴収停止、履行延期の特約等及び欠損処分) についての財政課長への合議については、当該部等の主管課長等への合議をもってこれに代えることができるものとする。ただし、重要又は異例な事項については、この限りでない。

(2) 群馬県財務規則における債権規程

群馬県財務規則は、債権について以下のとおり規定している。

(なお、法とは地方自治法を、政令とは地方自治法施行令を示す。)

第八章 債権

(債権の管理)

第二百三十三条 収入調定者は、その所掌に属する債権が発生し、又は県に帰属した場合は、当該発生した日若しくは帰属した日の属する年度内に調定し、又は消滅する債権を除き、債権管理簿に記載して管理しなければならない。

(督促)

第二百三十四条 収入調定者は、法第二百三十一条の三第一項又は政令第七十一条の規定による督促をするときは、当該債権に係る納期限又は履行期限後二十日以内に、関係書類に基づき督促回議書及び督促状を作成し、督促状を債務者に送付しなければならない。

2 法第二百三十一条の三第一項又は政令第七十一条に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。ただし、特別の事情があるものは、十五日まで延長することができる。

3 収入調定者は、第一項の督促をしたときは、直ちに会計管理者又は出納員に督促の通知を行わなければならない。この場合において、県庁にあっては会計管理者が督促リストを作成することによりこれに代え、地域機関等にあっては収入調定者が督促回議書を出納員に送付することによりこれを行うものとする。

4 督促回議書及び督促リストは会計別かつ日付順に整理し、一月分を処理した日の順序にまとめた上、編集しなければならない。

(担保の処分)

第二百三十五条 収入調定者は、政令第七十一条の二第一号の規定により担保を処分し、又は競売その他の担保権の実行の手続をする必要があるときは、速やかに当該債権が属する年度、歳入科目、金額、納期限、債務者の住所及び氏名、担保の種類並びに当該手続を必要とする理由を記載した書類を作成して行わなければならない。

(保証人に対する履行の請求)

第二百三十六条 収入調定者は、政令第七十一条の二第一号の規定により保証人に対し履行の請求をする場合は、保証人に対し債務者の住所及び氏名、履行すべき金額、当該履行を請求する理由その他履行に必要な事項を明らかにするとともに納付書を送付しなければならない。

(履行期限の繰上げの手続)

第二百三十七条 収入調定者は、政令第七十一条の三の規定により債務者に対し履行期限を繰り上げる場合は、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにするとともに、納入の通知をしていない場合は納入通知書を、既に納入の通知をしている場合には納付書を送付しなければならない。

(債権の申出等)

第二百三十八条 収入調定者は、政令第七十一条の四第一項又は第二項の措置を採ろうとする場合は、

常に債務者の財産状況に注意し、その時期を誤らないようにしなければならない。

(徴収停止の手続)

第二百三十九条 収入調定者は、政令第七十一条の五に規定する措置を採る場合は、同条各号のいずれかに該当する理由、その措置を採ることが債権の管理上必要であると認める理由、業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を作成して行わなければならない。

2 収入調定者は、徴収停止の措置を採った場合であっても、債務者が自発的にその債務の履行をする旨を申し出たときは、その弁済を受けなければならない。

3 収入調定者は、徴収停止の措置を採った後において、債務者の資産状況の好転に伴い徴収停止の条件に該当しないこととなったときは、速やかに当該措置の取りやめの手続をしなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第二百四十条 収入調定者は、政令第七十一条の六に規定する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をしようとするときは、債務者から履行延期申請書を徴して行わなければならない。

2 前項の履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（政令第七十一条の六第一項第一号又は第五号に該当する場合には、十年）以内においてその延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、必要があると認める場合は、更に履行延期の特約等を行うことができる。

3 収入調定者は、債務者から第一項の履行延期申請書を徴したときは、その内容を審査し、政令第七十一条の六第一項各号のいずれかに該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが債権の管理上必要であると認めるときは、履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、その通知書には、必要に応じ収入調定者が指定する期限までに担保の提供等必要な行為がなかったときは、その承認を取り消すことがある旨を付記しなければならない。

(延納利息)

第二百四十一条 収入調定者は、前条の規定により履行延期の特約等をする場合は、担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。ただし、履行延期の特約等を行う理由が政令第七十一条の六第一項第一号に該当する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に特別の定めがないときは、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。

- 一 国債及び地方債
- 二 知事が確実と認める社債その他の有価証券
- 三 土地並びに保険に付した建物、立木、自動車及び建設機械
- 四 知事が認める金融機関その他の保証人の保証

3 第二百四条第二項の規定は、第一項の利息について準用する。

(債務証書の徴取)

第二百四十二条 収入調定者は、履行延期の特約等をする場合には、債務者から次に掲げる趣旨の条件を付した債務証書を徴するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務若しくは資産の状況に関

して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求すること。

二 次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき若しくはこれらのおそれがあると認められるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ハ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、県が債権者として債権の申出をすることができるとき。

ニ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(履行延期の特約等をした債権の免除)

第二百四十三条 収入調定者は、政令第七十一条の七の規定により債権の免除をしようとするときは、債務者から債務免除申請書を徴して行わなければならない。

2 収入調定者は、債権の免除をしたときは、債務免除承認通知書を債務者に送付するものとする。この場合において、政令第七十一条の七第二項に規定する債権にあつては、当該通知書に同項後段に規定する条件を記載しなければならない。

(債権の措置に係る通知)

第二百四十四条 収入調定者は、調定をした債権のうち政令第七十一条の二から第七十一条の七までに規定する措置を採ったものがあるときは、調定回議書にその旨を記載するとともに債権に関する通知書により会計管理者又は出納員に通知しなければならない。ただし、地域機関等にあつては、当該措置に係る決裁書類を出納員に送付することにより、これに代えることができる。

(欠損処分)

第二百四十五条 収入調定者は、債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続(以下「欠損処分」という。)をしようとするときは、当該債権が属する年度、歳入科目、金額、納期限、債務者の住所及び氏名、当該欠損処分をすべき理由並びに当該債権に関する調査の結果を記載した書類により、行わなければならない。

2 収入調定者は、前項の欠損処分を行ったときは、その旨を債権管理簿に記載するとともに、不納欠損額整理票及び不納欠損額通知書(県庁で欠損処分をした場合に限る。)を起票し、会計管理者又は出納員に送付しなければならない。

3 会計管理者は、前項の不納欠損額整理票を確認した後、収入調定者に返送するものとする。

4 不納欠損額通知書及び不納欠損額整理票は会計別かつ科目別に整理し、一月分を処理した日の順序にまとめた上、編集しなければならない。

(相殺)

第二百四十六条 収入調定者は、県の有する債権と相手方の有する債権を相殺するときは、相殺額について第八十六条の公金振替をし、相殺した差額について収入又は支出の手続をしなければならない。

(報告)

第二百四十七条 収入調定者は、毎年度三月三十一日現在において債権管理簿に記載されている債権について債権現在額報告書を作成し、翌年度の五月三十一日までに会計管理者に提出しなければならない。

(3) 会計事務の手引における債権規程

群馬県財務規則の内容をより分かりやすく記載したものとして「会計事務の手引」があり、実務においては、この手引に基づいて事務が行われている。

13 債権の管理（規則第 233 条～第 244 条、第 247 条）

(1) 債権の意義

債権とは、特定人（債権者）が特定人（債務者）に対して一定の行為（給付）を請求することを内容とする権利をいう。行為（給付）の内容は、公序良俗や強行規定に違反しない限り当事者の意思をもって自由に決定することができるため、債権の種類も多岐にわたる。

規則第 8 条に言う「債権」とは、多種多様な債権のうち債権の給付を目的とする県の権利、すなわち金銭債権のことである（法第 240 条第 1 項）。

金銭債権であれば、地方税、分担金、過料等のいわゆる公法上のものと、物件の売払代金、貸付金等私法上のものと、歳出金の過誤払いに基づく返還金のものであるとを問わず、県が自己以外の者に対して金銭の給付を請求し得る全ての権利を包含する。

(2) 債権についての措置（以下、省略）

(3) 債権管理簿（規則第 233 条）

(4) 債権現在額報告書（規則第 247 条）

(5) 督促（規則第 234 条）

(6) 債権の措置に係る通知（規則第 244 条）

14 欠損処分（規則第 245 条）

(4) 個別債権における管理要領

さらに、債権を担当する各課において、債権の個別状況を反映した管理要領を作成しており、その管理要領に基づいて債権の管理が行われている。

例えば、母子寡婦福祉資金貸付金においては、以下のような要領がある。

- ・母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
- ・母子寡婦福祉資金貸付償還システム管理運営要綱
- ・母子及び寡婦福祉資金貸付金償還金口座振替事務取扱要領

- ・母子・寡婦福祉資金違約金事務取扱要領
- ・母子・寡婦福祉資金消滅時効及び不納欠損処理要領
- ・母子寡婦福祉資金償還指導業務実施要領
- ・母子寡婦福祉資金利子補給実施要綱

4. 貸付金等の集計方法について

収入調定者は、毎年度3月31日現在において債権管理簿に記載されている債権について債権現在額報告書を作成し、翌年度の5月31日までに会計管理者に提出しなければならないとされている（群馬県財務規則第247条）。

これにより、貸付金残高は会計管理者（会計局審査課資金管理係）に報告され、集計されることとなる。

5. 収入未済額の集計方法について

収入未済額は、調定された時点において財務会計システムに登録されるため、各所管課が会計管理者に報告しなくても、会計管理者が金額を集計することができる。このため、会計管理者がシステム上集計して「群馬県一般会計歳入歳出決算事項別明細書」を作成するが、増減等の詳細については各所管課に報告を依頼し、会計管理者がまとめている。

6. 債務保証・損失補償の管理体制について

損失補償とは、財政援助の一つとして、特定の者が金融機関等から融資を受ける際に、当該債務者が返済できなくなり、金融機関が損失を被った場合に、地方公共団体等が債務者に代わって返済することをいう。通常、民間企業では、債務保証を付すことがあるが、政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務について、総務大臣の指定する会社その他の法人でない限り、保証契約を付すことはできない（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条）。

このため、地方公共団体は、実質的な債務保証として損失補償が用いられてきた。但し、損失補償は主たる債務とは別個の債務であり、その責任の及ぶ範囲は当事者間で定められる他、損失が生じて初めて補償すべきものであり、単に期限に返済されないというだけでは、損失が発生したとはみなされない。

地方公共団体は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならず（地方自治法第214条）、これには損失補償も含まれる。

県では、個別の契約等の管理事務は各所管課が担当し、議会の議決が必要な債務負担行為等の予算措置については、財政課が取りまとめている。

なお、平成22年度末の損失補償契約は、以下のとおりである。(単位：千円)

所管課	損失補償契約名	損失補償 限度額	損失補償 契約額 (注)	補償債務 残高	平成22年度 損失補償支払額
林政課	造林事業資金損失補償契約	9,117,747	5,565,456	5,083,086	0
農政課	農地保有合理化関連事業の 融資に対する損失補償契約	1,271,510	1,258,010	146,980	0
商政課	経営強化支援資金に係る補 償契約、経営サポート資金 に係る損失補償契約など	5,066,700	5,066,700	2,437,423	473,085
合計		15,455,957	11,890,166	7,667,489	473,085

(注)：林政課の造林事業資金損失補償契約は、平成21年4月30日時点の契約額である。

【林政課】

(単位：千円)

契約名	借入年度	損失補償限度額	損失補償契約金額	借入残高	補償期限
造林事業資金損失補償契約	S51	222,000	—	—	H23
造林事業資金損失補償契約	S52	228,000	153,200	20,385	H24
造林事業資金損失補償契約	S53	265,000	180,000	43,144	H25
造林事業資金損失補償契約	S54	261,000	196,000	39,034	H26
造林事業資金損失補償契約	H6	413,200	4,050	3,947	H51
造林事業資金損失補償契約	H7	392,300	8,840	6,124	H52
造林事業資金損失補償契約	H8	342,582	19,323	10,673	H53
造林事業資金損失補償契約	H9	298,038	15,862	12,144	H54
造林事業資金損失補償契約	H10	271,057	119,423	90,989	H55
造林事業資金損失補償契約	H11	191,442	18,000	17,588	H56
造林事業資金損失補償契約	H12	150,432	21,510	19,444	H57
造林事業資金損失補償契約	H13	97,418	11,837	11,685	H58
造林事業資金損失補償契約	H14	96,502	28,882	19,900	H59
造林事業資金損失補償契約	H15	59,006	19,500	19,500	H60
造林事業資金損失補償契約	H16	59,478	22,700	22,200	H61
造林事業資金損失補償契約 (施業転換資金借換)	H16	4,843,906	3,977,694	3,977,694	H51
造林事業資金損失補償契約	H17	248,702	248,702	248,702	H52

(施業転換資金借換)					
造林事業資金損失補償契約 (施業転換資金借換)	H18	344,063	315,400	315,400	H53
造林事業資金損失補償契約 (施業転換資金借換)	H19	333,621	204,533	204,533	H54
合 計		9,117,747	5,565,456	5,083,086	

【農政課】

(単位：千円)

契約名	補償期間	損失補償限度額	損失補償契約額	補償債務残高
農地保有合理化関連事業の融資に対する損失補償契約	平成17年度～損失補償履行日	319,510	306,010	5,586
	平成19年度～損失補償履行日	255,000	255,000	22,061
	平成20年度～損失補償履行日	245,000	245,000	45,064
	平成21年度～損失補償履行日	225,500	225,500	36,874
	平成22年度～損失補償履行日	226,500	226,500	37,395
合 計		1,271,510	1,258,010	146,980

【商政課】

(単位：千円)

事業等の名称	補償期間	損失補償限度額	損失補償契約額	補償債務残高	平成22年度損失補償支払額
小規模企業事業資金に係る損失補償	H14.4.1～ H33.3.31	834,600	834,600	252,179	81,013
経営強化支援資金に係る損失補償	H11.4.1～ H32.3.31	1,904,200	1,904,200	758,182	190,656
創業者・再チャレンジ支援資金に係る損失補償	H10.4.1～ H34.3.31	204,500	204,500	75,441	18,618
セーフティネット資金に係る損失補償	H15.4.1～ H32.3.31	685,800	685,800	268,040	69,455
中小企業経営振興資金に係る損失補償	H9.4.1～ H23.3.31	287,500	287,500	106,917	—
ぐんま起業家支援資金に係る損失補償	H13.4.1～ H24.3.31	10,000	10,000	5,702	—

中小企業災害復旧資金に係る損失補償	H12.4.3～ H32.3.31	18,400	18,400	13,318	—
緊急経営改善資金に係る損失補償	H15.4.1～ H34.3.31	35,700	35,700	27,462	159
経営サポート資金に係る損失補償	H20.4.1～ H35.3.31	1,072,800	1,072,800	919,079	111,993
中小企業再生支援資金に係る損失補償	H18.4.1～ H35.3.31	9,600	9,600	7,500	—
特別小口資金に係る損失補償	H12.4.3～ H31.3.31	—	—	—	1,189
群馬デスティネーションキャンペーン支援資金に係る損失補償	H22.11.～ H35.3.31	600	600	600	—
中小企業新分野等開拓資金に係る損失補償	H10.4.1～ H23.3.31	3,000	3,000	3,000	—
合計		5,066,700	5,066,700	2,437,423	473,085

(注)：補償内容はすべて、群馬県信用保証協会が保証した債務のうち、代位弁済となった金額の一部について、県が損失補償を行うものである。

第2 債権管理システムの概要

債権管理システムとして、全庁的に使用しているシステムはなく、表計算ソフトを使用している所管課や、業務処理のための個別システムを利用している所管課もある。

なお、個別システムを使用しているのは、以下の債権である。これらの債権については、個別システムで調定・収納情報を管理し、歳入科目単位の合計金額を財務会計システムで管理している。

債権（歳入）	所管課
家屋貸付料	総務事務センター
母子福祉資金償還金元金・利子	子育て支援課、福祉事務所等（注）
寡婦福祉資金償還金元金・利子	子育て支援課、福祉事務所等
母子寡婦福祉資金償還金違約金	子育て支援課、福祉事務所等
児童扶養手当過払返納金	子育て支援課
農業改良資金償還金元金	農業経済課
就農支援資金償還金元金	農業経済課
設備近代化資金償還金元金	商政課
商業集団化等資金償還金元金、同利子	商政課
工業集団化等資金償還金元金、同利子	商政課
県営住宅使用料	建築住宅課
全日制（定時制）高等学校授業料	各県立高校
建物使用料（警察本部）	（警）会計課
放置違反金、同延滞金	（警）会計課

（注）：以下、福祉事務所及び保健福祉事務所を「福祉事務所等」という。

なお、この他税務課は「群馬県県税電算総合システム」を使用しており、この中に様々なデータベースがある。

第3 税務課、県税事務所等及び自動車税事務所における債権管理について

税務課では「税務行政基本方針」を定めており、これに基づき毎年「税務運営方針」を策定している。平成23年度においては、収納に関する事項「2. 債権管理の徹底」として、課税段階から、早期の債権確保を意識し、適切な債権管理の徹底を図るとしている。

さらに、税務課の税務運営方針を受けて、県税事務所等及び自動車税事務所が事務所ごとの税務運営方針及び重点実施事項執行計画を策定している。

これらの情報は「所長等会議」や「係長会議」等で共有化されるとともに、業務の進捗に対して状況確認が行われている。

第4 その他の所管課における債権管理について

その他の所管課における債権管理の実態としては、例えば、子育て支援課は、母子寡婦福祉資金に関して福祉事務所等を指導監督する立場にあるほか、児童措置費に関して各児童相談所を指導監督する立場にある。また、障害政策課は、27条負担金に関して福祉事務所等を指導監督する立場にあるほか、56条負担金に関して各児童相談所を指導監督する立場にある。

福祉事務所等及び児童相談所においては、年度初めに計画書、翌年度初めに実績報告書を主務課に提出することが義務付けられている。

IV 実施した監査手続の概要

第1 監査の対象とした債権について

1. 監査の対象とした債権について

平成22年度末の債権のうち、監査の対象とした債権は、以下のとおりである。

(単位:千円)

所管部署	債権の名称	貸付金残高	収入未済額
税務課	県税	-	8,977,920
	加算金	-	528,422
市町村課	市町村建設事業資金貸付金	4,057,612	-
健康福祉課	群馬県社会福祉協議会貸付金	842,403	-
	生活保護費返還金	-	41,059
医務課	理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	62,474	-
	保健師助産師看護師准看護師修学資金貸付金	659,240	-
	医師確保修学研修資金	201,450	-
	緊急医師確保修学資金	54,804	-
	医学生修学資金	63,000	-
	看護師等修学資金返還金	-	13,631
	理学療法士修学資金返還金	-	362
介護高齢課	介護福祉士修学資金貸付金	180,195	-
	介護保険財政安定化基金貸付	138,443	-
子育て支援課	母子寡婦福祉資金貸付金 (特別会計)	1,400,220	241,327
	児童扶養手当過払返納金	-	25,886
	児童措置費	-	49,221
障害政策課	27条負担金・56条負担金	-	24,960
国保援護課	国民健康保険広域化等支援基金貸付金	135,000	-
現廃棄物・リサイクル課	廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金	-	173,552
林政課	林業公社事業資金貸付金	9,693,411	-
林業振興課	林業・木材産業改善資金 (特別会計)	183,264	43,081
	林業後継者特別対策資金 (特別会計)	14,336	14,324
	林業就業促進資金 (特別会計)	6,000	-
技術支援課	流出防止代	-	25,077
農業経済課	農業改良資金貸付金 (特別会計)	82,277	17,917

	就農支援資金貸付金 (特別会計)	368,571	-
商政課	小規模企業者等設備導入資金貸付金 (特別会計)	557,182	-
	中小企業高度化資金貸付金 (特別会計)	2,214,539	668,565
	中小企業設備近代化資金	-	11,284
	中小企業高度化資金貸付金	172,431	-
	地域総合整備資金	4,333	-
建築住宅課	県営住宅使用料	-	317,882
義務教育課	地域改善対策高等学校等修学奨励金	16,375	10,665
	地域改善対策大学進学奨励費	74,091	13,707
	合 計	21,181,654	11,198,850

2. 監査の日程及び対象とした所管課等について

監査の日程及び対象とした所管課等は、以下のとおりである。

手続実施日	所管課等	手続実施日	所管課等
23年 6月 20日	税務課・建築住宅課 (事前準備)	23年 9月 26日	子育て支援課 介護高齢課
23年 6月 27日	監査委員事務局 (事前準備)	23年 9月 27日	桐生保健福祉事務所
23年 7月 20日	情報政策課・商政課 (事前準備)	23年 9月 29日	伊勢崎保健福祉事務所
23年 7月 29日	税務課	23年 9月 30日	藤岡保健福祉事務所
23年 8月 4日	税務課	23年 10月 3日	林政課 国保援護課
23年 8月 5日	税務課	23年 10月 4日	(社)群馬県林業公社 医務課
23年 8月 8日	中部県税事務所	23年 10月 5日	医務課
23年 8月 9日	中部県税事務所	23年 10月 11日	市町村課 障害政策課
23年 8月 10日	中部県税事務所	23年 10月 12日	障害政策課
23年 8月 11日	西部県税事務所	23年 10月 17日	農業経済課 健康福祉課
23年 8月 12日	西部県税事務所	23年 10月 18日	農業経済課 健康福祉課 中部福祉事務所

23年 8月 22日	西部県税事務所
23年 8月 23日	東部県税事務所
23年 8月 25日	東部県税事務所 伊勢崎行政県税事務所
23年 8月 26日	東部県税事務所 伊勢崎行政県税事務所
23年 8月 29日	藤岡行政県税事務所 館林行政県税事務所
23年 8月 30日	藤岡行政県税事務所 館林行政県税事務所
23年 8月 31日	桐生行政県税事務所 富岡行政県税事務所
23年 9月 1日	桐生行政県税事務所
23年 9月 5日	渋川行政県税事務所 吾妻県税事務所
23年 9月 6日	渋川行政県税事務所 吾妻県税事務所
23年 9月 7日	自動車税事務所
23年 9月 8日	自動車税事務所
23年 9月 13日	利根沼田県税事務所
23年 9月 16日	税務課

23年 10月 19日	廃棄物・リサイクル課 利根沼田保健福祉事務所 東部児童相談所
23年 10月 25日	東部保健福祉事務所 西部児童相談所
23年 10月 26日	義務教育課 商政課
23年 10月 27日	吾妻保健福祉事務所 商政課
23年 10月 28日	商政課
23年 10月 31日	林業振興課
23年 11月 1日	林業振興課
23年 11月 2日	技術支援課 建築住宅課
23年 11月 8日	群馬県住宅供給公社
23年 11月 17日	税務課
23年 11月 25日	農政課
23年 12月 9日	会計局
23年 12月 15日	情報政策課
23年 12月 16日	会計局

第2 債権の監査手続について

1. 税債権について

(1) 監査手続の概要

- ① 滞納整理事務に関する組織体制、事務手続、根拠規定等について聴取した。
- ② 県税事務所等及び自動車税事務所へ往査して、賦課・徴収事務、滞納整理事務が法令及び規定等に従って適切に行われていることを確認した。

(2) 主な質問事項

具体的には、主に以下の質問を実施し、関連する規則、管理書類及び帳票等を閲覧した。

なお、質問内容については、他の都道府県で指摘事項及び意見として検出されている状況は、群馬県でも同様の状況となっている可能性があることから、過去において債権に関して他の都道府県の包括外部監査報告書で挙げられていた指摘事項及び意見を参考とした。

① 税務課への主な質問事項

- ア 職員の育成・研修制度等（知識・ノウハウの習得・継承、年齢構成含む）
- イ 職員のメンタルケア（精神的な負担への対応）
- ウ 広報活動の方針・費用等
- エ 税務事務改善の取組状況と実績
- オ 訴訟事件の内容
- カ 市町村との連携
- キ 電子申告への対応（啓蒙活動等）
- ク 滞納整理事務の実施状況（催告、財産調査、分納、差押え等）
- ケ 県税事務所等及び自動車税事務所に対するモニタリング体制

② 県税事務所等及び自動車税事務所への主な質問事項

- ア 県税事務所等及び自動車税事務所における基本方針（年度計画）、実績評価、改善施策の実施状況
- イ 徴収計画に関する数値目標の設定状況とモニタリング方法
- ウ 税務事務改善の取組状況と実績
- エ 県税事務所等及び自動車税事務所独自に行われている教育研修
- オ 滞納整理事務の実施状況
- カ 県税事務所等及び自動車税事務所から税務課への報告内容

2. 税債権以外の債権（税外債権）について

(1) 監査手続の概要

- ① 各種債権・損失補償契約に関して制度の概況、事務手続、根拠規定等について聴取した。
- ② 各課・各福祉事務所等へ往査して、貸付事務手続・収納事務手続が法令及び規定等に従って適切に行われていることを確認した。
- ③ 滞留債権について回収状況及び今後の回収可能性を確認した。

(2) 主な質問事項

具体的には、主に以下のような質問を実施し、関連する規則、管理書類及び帳票等を読覧した。

- ① 各課・各福祉事務所等への質問内容
 - ア 各種債権・損失補償契約について制度の概要（目的、対象、金額、規則等を含む）
 - イ 調定から回収（債権の消滅）及び残高管理までの一連の事務処理の手続
 - ウ 使用している管理帳票・情報システム等（管理台帳）
 - エ 督促・催告・差押え等の回収手続についての基本方針
 - オ 債権の保全手続の実施状況
 - カ 不納欠損処理方針及び実績
 - キ 個別の滞留債権の回収状況と今後の回収可能性
 - ク 専門で債権管理を行う担当者の有無
 - ケ 現在事務処理で課題となっている事項・事務改善の実績

3. 情報システムについて

(1) 監査手続の概要

情報システムについては、税務システム及び財務会計システムを対象として、主に次の事項に関する全般的統制の状況について検討した。

- ① プログラムとデータへのアクセス
- ② プログラム変更
- ③ プログラム開発
- ④ コンピュータ運用

第3 平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について

平成13年度において「貸付金の管理事務」というテーマで包括外部監査が実施されている。その後、監査の結果に対する改善措置が実施され、平成14年7月10日には、通知「平成13年度包括外部監査結果（貸付金の管理事務）に対する措置について」が公表されている。改善措置の項目は以下のとおりである。

上記「第2 2. 税債権以外の債権（税外債権）について」の監査手続を実施して、平成13年度の包括外部監査結果に対する改善措置が継続的になされているかどうかを確認したところ、（*）を付した項目について、再度指摘事項が検出された。指摘事項については、「V 監査の結果及び意見 第3 平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について」に記載した。

なお、すでに廃止となっている制度については、対象から除外している。

（第1）単年度貸付金及び長期貸付金

項 目	債権の名称
1. 監査の結果に対する改善措置	
（1）貸付事務手続について	
貸付関係書類について	公害防止施設整備資金貸付金 産業廃棄物処理施設整備資金貸付金
事業計画書について	農業改良普及資金
公正証書について	消費生活協同組合設備資金貸付金
（2）債権管理について	
返還債務猶予申請書の提出について	介護福祉修学資金貸付金
2. 監査の結果及び意見を参考とした改善措置	
（1）貸付枠の消化状況について	木材産業等高度化推進資金貸付金
（2）工事着工遅れに対する対応について	企業局宅地ローン
（3）資金の安全性について	建設業振興対策資金貸付金
（4）貸付額の妥当性について	就農支援資金貸付金
（5）貸付限度額の制限について	消費生活協同組合設備資金貸付金
（6）貸付事務手続について	看護婦等修学資金貸付金

（第2）母子寡婦福祉資金貸付金

項 目
1. 監査の結果に対する改善措置
（1）貸付事務について
融資実行時の事務手続について（*）

審査資料について（＊）
（２）債権管理について
中之条保健福祉事務所の管理について
違約金の免除申請について
保証人について
意図的な申請の事例について
集金事務について
回収中の貸付関係書類の保存について（＊）
２．監査の結果及び意見を参考とした改善措置
（１）母子寡婦福祉資金償還指導員の拡充
（２）母子寡婦福祉資金償還指導員業務実施要領の制定
（３）母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の一部改正
（４）母子寡婦福祉資金新システムの導入

（第３） 林業改善資金貸付金及び林業後継者特別対策資金貸付金

項 目
１．監査の結果に対する改善措置
（１）貸付事務について
（２）委託先との事務の重複について
２．監査の結果及び意見を参考とした改善措置
（１）貸付審査について
（２）延滞債権について

（第４） 中小企業向け貸付金

項 目	債権の名称
１．監査の結果に対する改善措置	
（１）延滞債権の管理について	集団化資金貸付金
（２）決算書等の保管について（＊）	組合共同施設資金貸付金
（３）交渉記録について	（財）中小企業振興公社 設備貸与事業会計
（４）累積限度額について	同上
２．監査の結果及び意見を参考とした改善措置	
（１）細則の一部改正	同上
（２）リース契約時の審査の充実	同上
（３）リース期間中のフォローの充実	同上

